

令和2年1月27日

飲食店等事業者各位

広島県健康福祉局がん対策課長
(730-8511 広島市中区基町10-52)

健康増進法の一部を改正する法律の施行に係る対応及び状況調査について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮をいただき厚く御礼を申し上げます。さて、令和2（2020）年4月1日から、「健康増進法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）」が全面施行となり、受動喫煙防止対策が一層強化されることとなります。

改正法の全面施行により、飲食店等は原則屋内禁煙となり、喫煙を可能にするには喫煙室の設置等の対応が必要となります。加えて、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となり、違反者には罰則の適用が課せられることがあります。法令に基づき、それぞれ適切に御対応ください。

また、別紙『事業者のみなさんへ』を御確認いただき、令和2（2020）年4月1日以降の対応状況（予定）について、別紙『調査票』に御記入の上、以下の提出期限、提出方法により提出していただくようお願いいたします。

さらに、令和2（2020）年3月31日までに営業許可を受けている飲食店等のうち、既存特定飲食提供施設の条件（※）を全て満たす場合には、経過措置として、「喫煙可能な場所であることを表示すること」により、引き続き店内で飲食をしながらの喫煙が可能となります。その場合には「喫煙可能室」を設置しているものとして、届出が必要となりますので、別紙『喫煙可能室設置施設届出書』に御記入の上、調査票と併せて御提出いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

（※）既存特定飲食提供施設の条件

- ① 資本又は出資の総額が5,000万円以下である。
- ② ①の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1を有していない。
- ③ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2を有していない。（②を除く。）
- ④ 客席面積が100㎡以下である。（複数階や複数個室等での客席を有する場合はその合計）

1 提出期限

令和2（2020）年2月28日（金）までに提出してください。

2 提出方法

様式名	提出方法
調査票 (全事業者が提出)	FAX 又は同封の返信用封筒にて郵送してください。
喫煙可能室設置施設届出書 (「喫煙可能室」を設置する場合のみ提出)	同封の返信用封筒にて郵送してください。

担 当 がん予防・医療グループ
電 話 082-513-3063 (ダイヤル)
F A X 082-223-3573
(担当者 中村)